

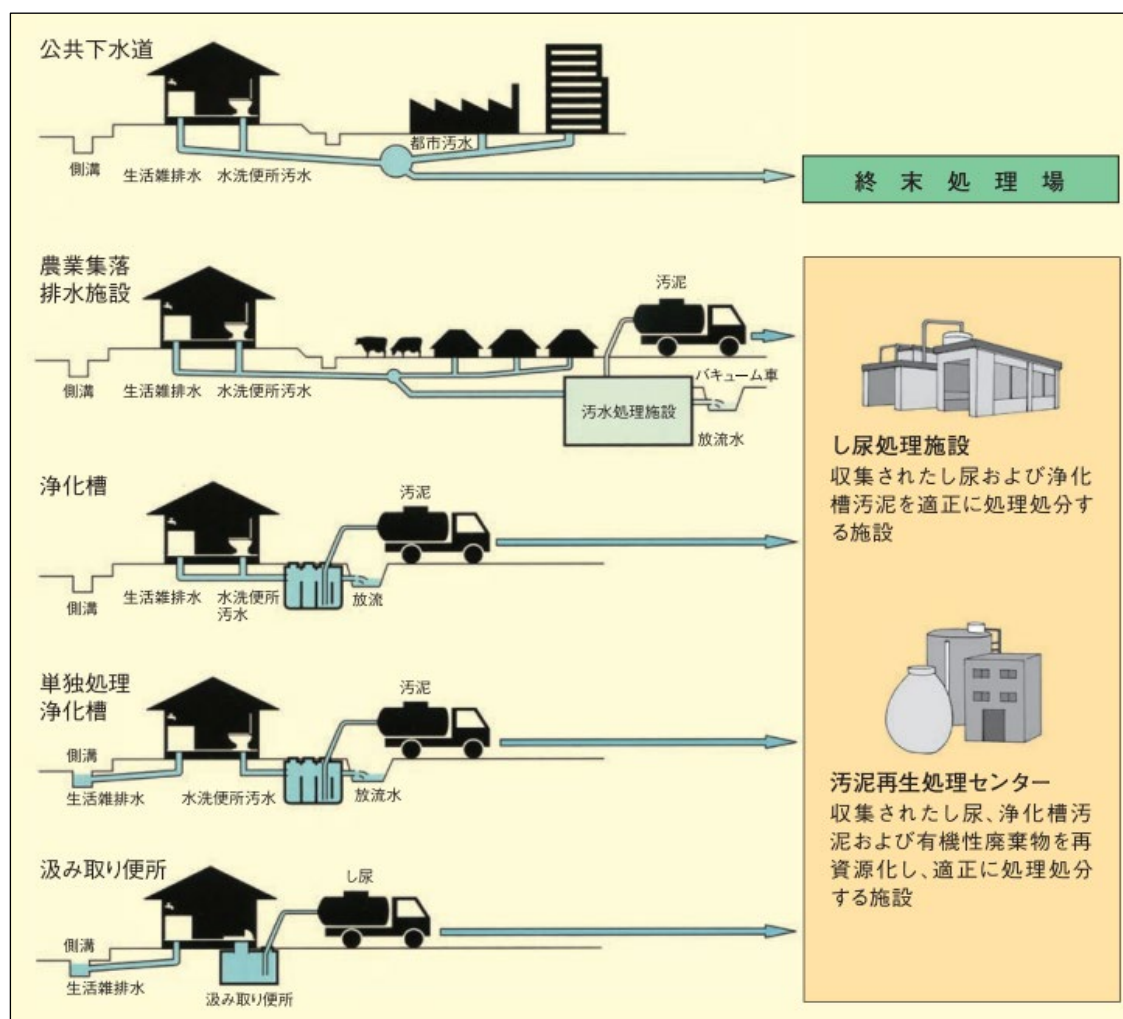
第2 調査の結果

1 全体概況

(1) 浄化槽を取り巻く状況

浄化槽は、家庭等からのし尿や風呂・台所・洗濯等の生活雑排水を微生物の働きを利用して分解する污水处理施設であり、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽（以下「合併槽」という。）と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽²（以下「単独槽」という。）に大別される（図1）。

図1 我が国におけるし尿処理・生活排水処理システム



（注）1 環境省ホームページから引用した。

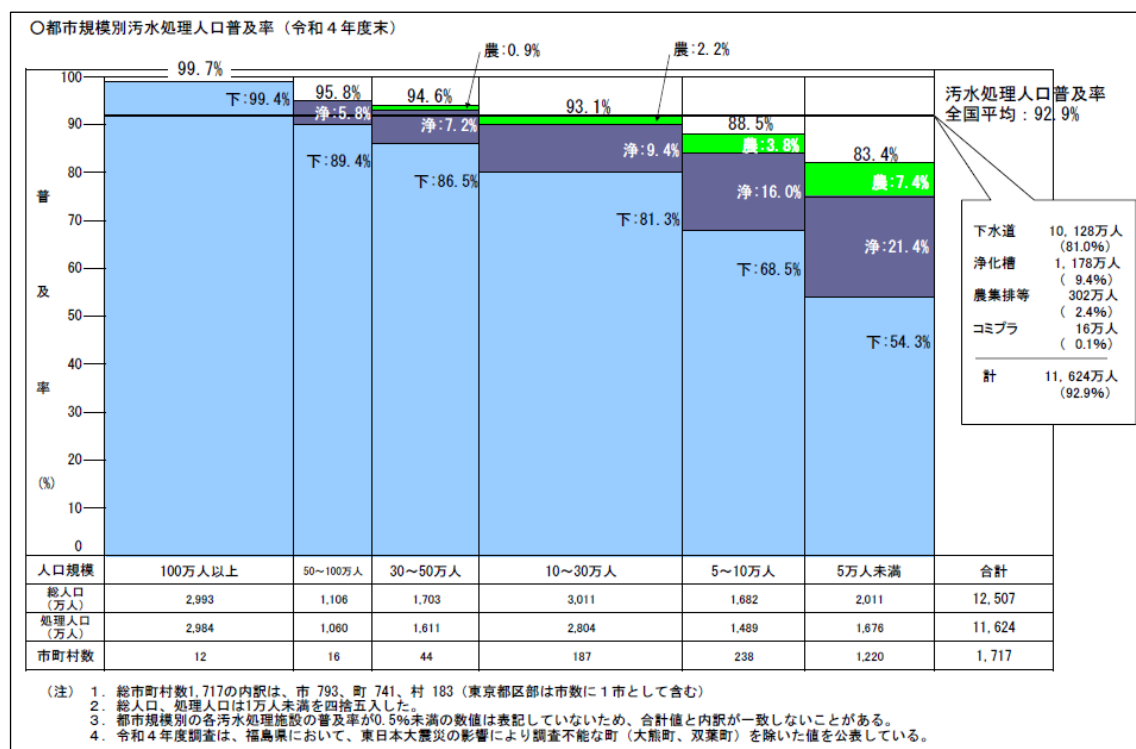
2 本図における浄化槽とは合併槽を指す。

合併槽は、処理性能に優れており、一般家庭向けのものは自動車1台程度の広さがあれば設置でき、地勢の影響を受けにくく、かつ、短期間で設置できることから、経済的で投資効果の発現が早いという特長を持っている。また、合併槽は、公共下水道

² 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）において、浄化槽とは合併槽のことを指し、単独槽は、同法附則第2条の規定に基づき、浄化槽とみなす（みなし浄化槽）とされた。

や農業集落排水施設等の污水处理施設と同等の処理機能を有していることから、近年の人口減少等の社会情勢や市町村財政の緊縮とあいまって、合併槽による污水处理施設の整備³が進んでいる（図2）。さらに、近年の大規模災害において、被害を受けても復旧が早く災害対応力もあることから、強靱なまちづくりの観点からも大きく期待されている。

図2 都市規模別污水处理人口普及率（令和4年度末）



- （注）1 「令和4年度末の污水处理人口普及状況について」（令和5年8月農林水産省・国土交通省・環境省）から引用した。
2 本図における浄化槽とは合併槽を指しており、単独槽は污水处理施設の処理人口に含まれない。

このように合併槽の役割が高まる一方、現在は新設が禁止されている単独槽が数多く残存している問題が存在している。単独槽は、昭和30年代後半から50年代にかけて、下水道の普及に伴い下水道未普及地域におけるトイレ水洗化の要求の高まりを受けて急速に整備されたものである。一方で、単独槽は、し尿のみを処理し生活雑排水を処理せずに公共用水域等に放流することから、水質汚濁が社会問題となり、平成12年に浄化槽法が改正され、13年4月1日以降新設が禁止されている（図3、4）。以後、年々その設置基数は緩やかに減少しているものの、令和3年度末時点においても、浄化槽設置基数全体の約半数（357万基/753万基）を占めている（表1）。

これら単独槽には、設置から40年以上経過しているものが推計で約100万基も残存しているとされている。また、浄化槽法第11条第1項に定める指定検査機関の行う水質に関する検査（以下「11条検査」という。）の結果、老朽化等によって、浄化

³ 浄化槽（合併槽）による污水处理人口は、我が国の全人口の9.4%（1,178万人）を占めており、人口5万人未満の市町村に限れば、21.4%を占めている。

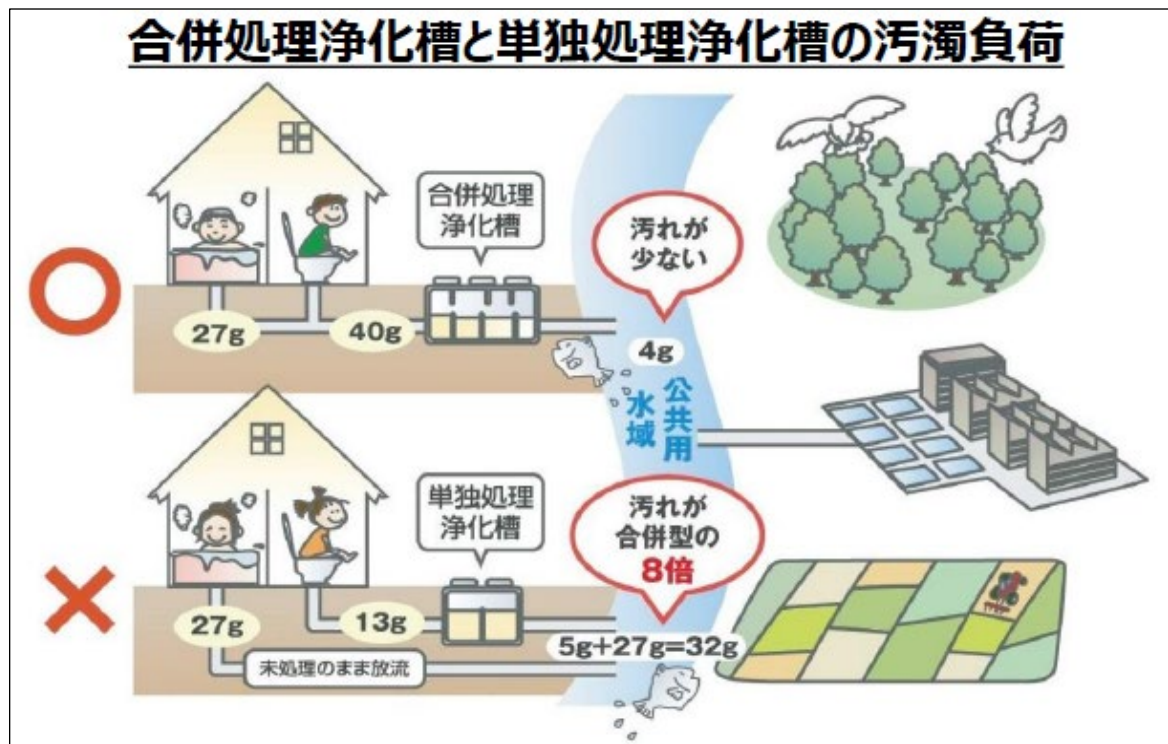
槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正と判定された単独槽は、令和 3 年度に 7,154 件みられ、平成 26 年度の 5,102 件と比べて約 4 割増となっており、年々増加している状況にある（表 2）。さらに、単独槽の 11 条検査の受検率は 27.8%（令和 3 年度）にすぎず、大量に存在する 11 条検査未受検単独槽の中には、老朽化等により、浄化槽本体が破損又は変形、漏水しているものや管理状態が悪いことにより、し尿が適切に処理されず、生活環境等への悪影響が懸念されるものが発生している可能性がある。

図 3 単独槽から生活雑排水が未処理のまま水路に流入している例



（注） 環境省資料から引用した。

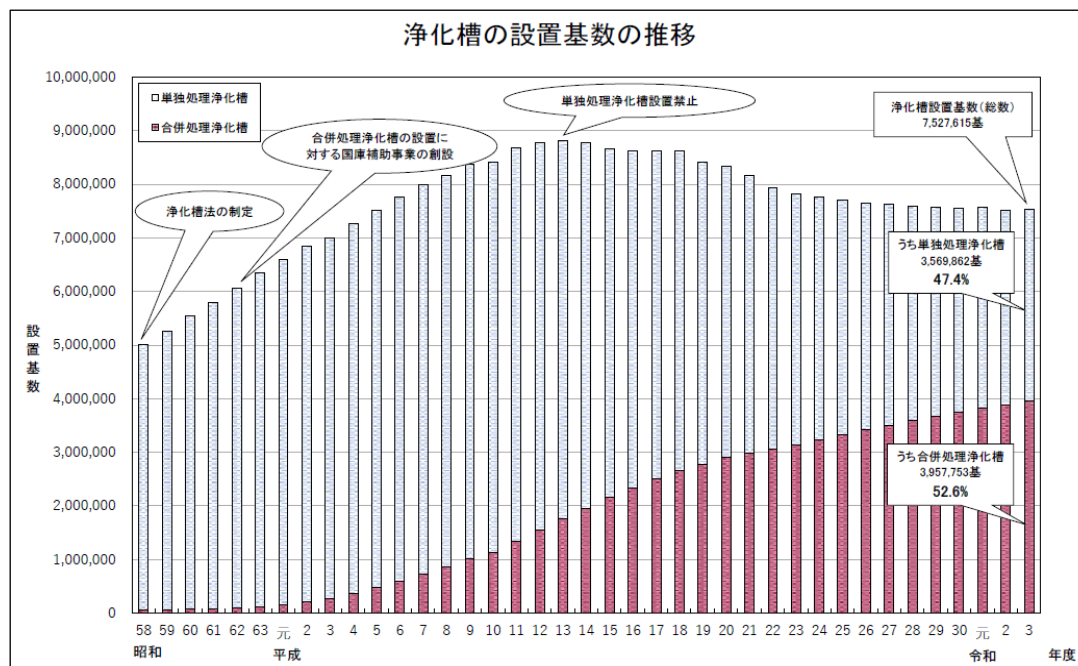
図 4 合併槽と単独槽の汚濁負荷



（注） 1 環境省資料から引用した。

2 単独槽は合併槽に比べて、公共用水域に放流される BOD 汚濁負荷量（水中の有機物の量）が約 8 倍とされている。

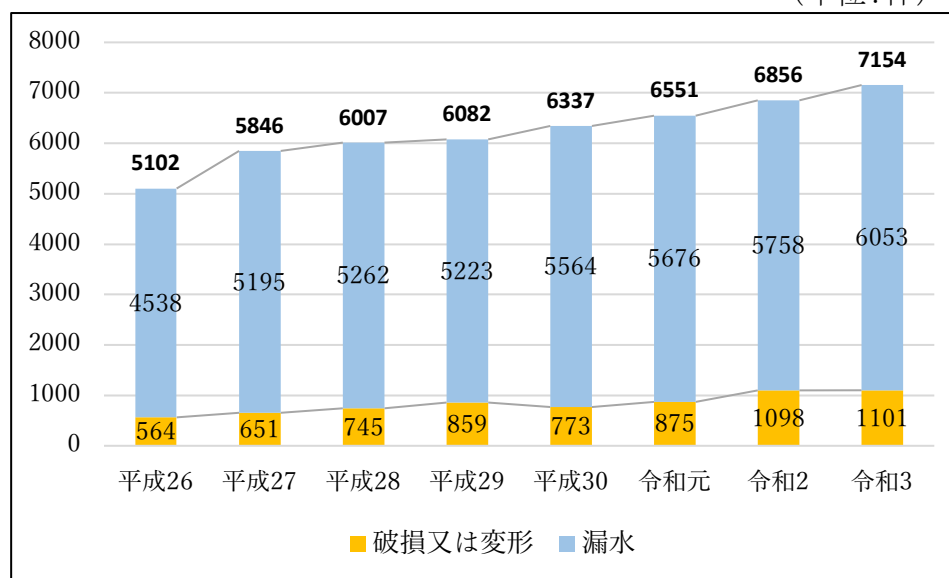
表 1 浄化槽の設置基数の推移



(注) 環境省ホームページから引用した。

表 2 11条検査により浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正と判定された単独槽の推移（年度別）

（単位：件）



(注) 「浄化槽の指導普及に関する調査結果」(環境省)に基づき当省が作成した。

単独槽の合併槽への転換については、従前、個人が浄化槽を設置・管理する場合、市町村による助成制度（浄化槽設置整備事業⁴）が設けられているが、転換に係るコストが高いこと等から、転換に踏み切れないという指摘もある。しかしながら、上述のとおり、老朽化した単独槽による生活環境等への悪影響が懸念されることから、単

⁴ 浄化槽設置整備事業による助成制度では、浄化槽設置に係る個人負担は6割となる（令和5年度時点）。

独槽を合併槽に早急に転換していくことが喫緊の課題となっている。

このような背景の下、老朽化した単独槽について合併槽への転換をより一層推進する観点から、令和元年6月に浄化槽法が改正され、2年4月に施行された。その改正内容としては、①特定既存単独槽に対する措置、②浄化槽台帳の作成、③都道府県や市町村による浄化槽の管理等に関し、関係者間で必要な協議を行う協議会（以下「法定協議会」という。）の設置等が挙げられる。このうち、①特定既存単独槽に対する措置については、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が、そのまま放置すれば生活環境の保全や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある単独槽の浄化槽管理者（浄化槽の所有者等で浄化槽の管理について権原を有するもの。以下同じ。）に対し、除却等の措置に係る助言又は指導、勧告、命令ができることが新たに定められた。また、②浄化槽台帳については、浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況等について正確に把握を行うことで、単独槽の合併槽への転換の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、都道府県等にその作成が義務付けられた。くわえて、③法定協議会については、都道府県等が、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し、関係者間で必要な協議を行うための協議会を設置できることとされた。

(2) 本調査の視点と調査対象とした単独槽の全体像

ア 本調査の視点

令和元年6月の浄化槽法一部改正により、特定既存単独槽に対する措置が新たに定められ、同法附則第11条の規定に基づき、都道府県等は、そのまま放置すれば生活環境の保全や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある単独槽を特定既存単独槽と判定し、当該特定既存単独槽の浄化槽管理者に対し、除却等の措置に係る助言又は指導、勧告、命令ができることとされた。しかしながら、都道府県等における特定既存単独槽の判定・措置の実施は、令和2年度は鹿児島県のみ、3年度は鹿児島県ほか3都道府県等にとどまるなど、当該制度が十分に活用されていない状況がうかがわれる（表3）。

表3 都道府県等における特定既存単独槽の判定・措置の実施状況

（単位：件）

年度	都道府県等名	特定既存単独槽の判定・措置の実施状況			
		判定	措置		
			助言・指導	勧告	命令
令和2年度		211	211	0	0
	鹿児島県	211	211	0	0
令和3年度		270	252	0	0
	山梨県	3	0	0	0
	長野県	1	6	0	0
	鹿児島県	246	246	0	0
	鹿児島市	20	0	0	0

（注） 「浄化槽の指導普及に関する調査結果」（環境省）及び当省の調査結果に基づき作成した。

一方で、上述のとおり、11 条検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正と判定された単独槽は年々増加傾向にあり、都道府県等では、「浄化槽の指導普及に関する調査結果」において、このような単独槽の件数を毎年度取りまとめ、環境省に報告していることから、これらの傾向を認識していると考えられ、また、環境省では、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にある単独槽は、基本的に特定既存単独槽に判定され得るとしている。

このような状況を踏まえ、本調査では、都道府県等における i) 11 条検査受検単独槽（項目 2）、ii) 11 条検査未受検単独槽及び iii) 浄化槽台帳未掲載単独槽（項目 3）から、本来であれば特定既存単独槽として判定・措置されるような状態にある事例を個別に抽出し、判定・措置に至らない理由を把握・整理し、判定・措置を進める上での課題やその対応策を検討することとした。

また、上記の浄化槽法一部改正により新たに定められた浄化槽台帳（項目 4）についても、その整備・活用状況を把握・整理し、浄化槽管理者に対する指導を進める上での課題やその対応策について検討することとした。

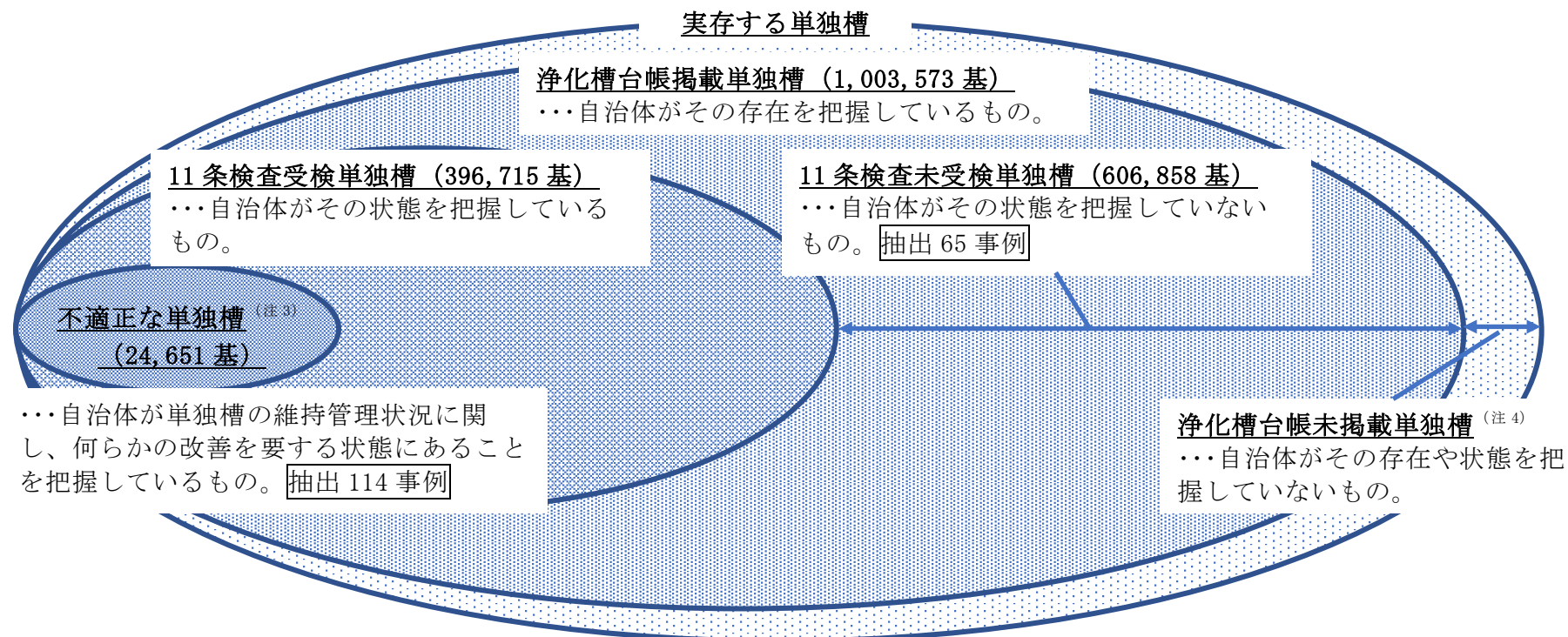
イ 調査対象とした単独槽の全体像

我が国に実存する単独槽については、i) 都道府県等が浄化槽台帳によりその存在を把握し、かつ、11 条検査の受検によりその状態を把握しているもの（11 条検査受検単独槽）、ii) 都道府県等が浄化槽台帳によりその存在を把握しているが、11 条検査が未受検であり、その状態を把握していないもの（11 条検査未受検単独槽）、iii) 浄化槽台帳に掲載されておらず、都道府県等がその存在や状態を把握していないもの（浄化槽台帳未掲載単独槽）に区分される。

特定既存単独槽は、i) のみならず、ii) や iii) にも相当数が含まれることも推察される。このため、本調査では、調査対象とした 12 都道府県、22 市町村（以下都道府県、市町村を「自治体」という。）⁵における単独槽について、i)、ii) 及び iii) の基数を整理した上で、それぞれから特定既存単独槽に該当する可能性のある浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にある事例を抽出し、上記アの視点を踏まえながら、どのようにすれば特定既存単独槽の判定・措置が進むのか整理・分析を行うこととした（図 5 及び表 4）。

⁵ 調査対象とした都道府県は、令和 2 年度における 11 条検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正とされた単独槽が多いことや、特定の地域に偏りが生じないこと等を考慮した上で 12 か所選定した。また、調査対象とした市町村は、調査対象とした都道府県に存する市町村から、令和 2 年度における 11 条検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正とされた単独槽が多いことを考慮し、保健所設置市と都道府県の事務及び権限を移譲された市町村を合わせて 1 都道府県当たり最大 3 か所選定した。

図5 調査対象とした34自治体（12都道府県、22市町村）における単独槽の状況（令和3年度）



(注) 1 当省の調査結果による。

2 円の大小は単独槽基数の多寡を正確に表すものではない。

3 不適正な単独槽とは、11 条検査の結果、浄化槽の設置及び維持管理に関し、浄化槽法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要するものとして「不適正」と判定された単独槽である。

4 浄化槽台帳未掲載単独槽とは、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されていない単独槽である。当省が調査対象とした 34 自治体では、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されておらず、令和元年度から 3 年度（一部 4 年度を含む。）までの間に新たに把握された単独槽が 1,962 基みられた。また、調査対象とした 12 都道府県及び調査対象とした市町村の存する 2 都道府県の合計 14 都道府県の区域内から、事業対象区域が広いことや、保守点検・清掃の浄化槽基数が多いことなどを考慮し 1 者ずつ選定した 14 保守点検・清掃業者では、都道府県等の浄化槽台帳に掲載されておらず、令和元年度から 3 年度までの間に新たに把握された単独槽が 4 基みられた。このうち 1 基は、調査対象とした 34 自治体で把握された 1,962 基と重複しており、残りの 3 基は調査対象とした 34 自治体以外の都道府県等の区域内に存在する単独槽であった。当省では、これら 1,965 基のうち 34 事例を抽出して調査を行った。

表 4 調査対象とした 34 自治体における単独槽の内訳（令和 3 年度）

（単位：基）

自治体	浄化槽台帳 掲載単独槽	11 条検査受 検単独槽	不適正な単独槽	11 条検査未 受検単独槽	浄化槽台帳 未掲載単独 槽
1	3,646	2,786	145	860	20
2	180	102	5	78	0
3	268	232	8	36	1
4	28,472	19,255	674	9,217	16
5	3,392	1,429	38	1,963	2
6	126,208	93,335	1,854	32,873	642
7	15,399	9,548	108	5,851	70
8	20,357	17,287	392	3,070	25
9	77,719	17,661	1,914	60,058	59
10	8,315	1,931	315	6,384	0
11	246,991	13,105	1,416	233,886	不明
12	16,166	1,008	240	15,158	0
13	8,929	760	96	8,169	3
14	70,674	67,249	3,627	3,425	0
15	13,522	11,952	941	1,570	16
16	49,000	3,007	255	45,993	7
17	10,789	35	1	10,754	10
18	5,320	503	16	4,817	0
19	31,995	5,037	113	26,958	不明
20	3,707	739	20	2,968	2
21	4,474	3,199	387	1,275	5
22	14,396	7,775	1,034	6,621	415
23	30,469	18,102	656	12,367	10
24	982	715	70	267	7
25	83,794	45,270	7,852	38,524	573
26	14,336	9,956	667	4,380	不明
27	21,761	3,297	102	18,464	不明
28	349	225	35	124	1
29	149	127	22	22	0
30	34,450	15,920	373	18,530	4
31	212	74	2	138	5
32	4,152	1,630	44	2,522	5
33	43,707	21,965	1,199	21,742	64
34	9,293	1,499	30	7,794	0
計	1,003,573	396,715	24,651	606,858	1,962

（注）1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 浄化槽台帳未掲載単独槽とは、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されていない単独槽である。当省が調査対象とした 34 自治体では、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されておらず、令和元年度から 3 年度（一部 4 年度を含む。）までの間に新たに把握された単独槽が 1,962 基みられた（再掲）。

3 浄化槽台帳未掲載単独槽が多い自治体（No. 6、22、25）は、その理由について、①廃止扱いとなっている単独槽の使用が確認されたため、②指定検査機関による 11 条検査において、建物敷地内に設置届が行われていない単独槽が発見されたため、③浄化槽台帳の情報と保守点検業者が保有する情報の突合で単独槽が発見されたため、などを挙げている。

2 11 条検査受検単独槽に対する取組状況

【制度の概要等】

浄化槽管理者は、浄化槽の管理の一環として、浄化槽法第 8 条の規定に基づく保守点検及び同法第 9 条の規定に基づく清掃⁶の実施並びに同法第 11 条第 1 項の規定に基づく定期検査（11 条検査）の受検が義務付けられている。

このうち 11 条検査については、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、その機能が正常に維持されているか否かの確認を目的として、毎年 1 回、指定検査機関が行う水質に関する検査⁷を受検するものであり、同機関は、浄化槽法第 11 条第 2 項の規定に基づき、毎月末までに、その前月中に実施した検査の結果⁸を都道府県等に報告しなければならないとされている。

都道府県等は、この 11 条検査の結果等を踏まえ、浄化槽法附則第 11 条の規定に基づき、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態にあると認められる単独槽を特定既存単独槽と判定することとされている。

都道府県等は、特定既存単独槽の浄化槽管理者が、助言や指導等により求められた除却等の措置を講じなかった場合、最終的には、除却等の措置の命令といった強い公権力の行使が可能となっている（表 5）。

表 5 特定既存単独槽の浄化槽管理者に対する措置

措置の概要	
都道府県等は、特定既存単独槽の浄化槽管理者に対し、	
i)	当該特定既存単独槽に関し、 <u>除却等必要な措置をとるよう助言又は指導することができる。</u>
ii)	なお、当該特定既存単独槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、 <u>除却等必要な措置をとることを勧告することができる。</u>
iii)	勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、 <u>その勧告に係る措置を命ずることができる。</u>
iv)	当該命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

（注） 浄化槽法附則第 11 条に基づき当省が作成した。

このため、環境省が浄化槽法施行規則附則第 2 項の規定に基づき定めた「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和 2 年 3 月 2 日付け環循適発第 2003027

⁶ 浄化槽の保守点検及び清掃は、原則毎年 1 回（ただし、環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）の実施が義務付けられている。

⁷ 指定検査機関が行う水質に関する検査の内容等については、「浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」（平成 19 年環境省告示第 64 号）に定められており、検査の種類は、浄化槽の設置及び維持管理状況についての外観検査、浄化槽の放流水等についての水質検査、浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査とされている。

⁸ 指定検査機関から都道府県等に対する 11 条検査結果の報告事項として、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「浄化槽法施行規則」という。）第 4 条の 2 第 2 項及び第 9 条の 2 の規定において、i) 11 条検査の実施年月日、ii) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所、iii) 浄化槽の設置場所、iv) 保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称、v) 11 条検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合、その原因を含む。）等が定められている。

号環境大臣決定。以下「指針」という。)において、都道府県等はこれらの措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるとしている。

指針においては、特定既存単独槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独槽に対する措置に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示している。環境省は、これを踏まえ、都道府県等においては、地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判定基準を定めること等により特定既存単独槽に対応することが適当であるとしている。

指針で示されている特定既存単独槽の判定・措置の参考となる考え方において、特定既存単独槽を判定する際は、「1. 重要項目」又は「2. その他の項目」に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合も含む。）に該当、かつ、「3. 周辺環境への影響」に該当するか否かにより判定することとされている（表6）。

表6 特定既存単独槽の判定の参考となる考え方

No.	区分	項目	参考となる主な事項
1	重要項目	浄化槽本体	・ 浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。 ・ 隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・ 漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。
		水平の狂い	・ 水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌^{かくはん}や短絡水流が形成されている。
2	その他の項目	ばっ気装置	・ 適切な水流が確保されていない。
		消毒装置	・ 消毒設備が破損、脱落又は欠落している。 ・ 薬剤筒が適正に固定されていない。
		流入 ^{かんきよ} 管渠、 放流 ^{かんきよ} 管渠	・ 定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・ 放流先等からの逆流がある。 ・ 著しい破損又は漏水がある。
3	周辺環境への影響	悪臭等の発生状況	・ 浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
		放流水の水質	・ 放流水の透視度が4度（4cm）未満である。
		放流水質等の規制	・ 条例により単独槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
		井戸の設置状況	・ 浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。
4	参考となる情報	過去の補修等の実績	・ 以前に本体又は内部設備（2. その他の項目に係る附帯設備を含む。）で補修や部品の交換を行った実績がある。
		浄化槽の構造基準	・ 旧構造基準に基づいて設置された単独槽（昭和44年以前に設置された単独槽を含む。）である。

（注） 指針に基づき当省が作成した。

また、特定既存単独槽に対する措置については、表 7 のとおり、表 6 で確認された単独槽の外形的状況や性能状況に応じて、将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかを判定することとされている。

表 7 特定既存単独槽に対する措置の参考となる考え方

No.	措置内容	ケース
1	除却	① 「1. 重要項目」に一つでも該当、かつ、「3. 周辺環境への影響」に一つでも該当 ② 「2. その他の項目」に複数該当、かつ、「3. 周辺環境への影響」に一つでも該当、かつ、「4. 参考となる情報」に一つでも該当
2	補修や附帯設備の交換	・ 特定既存単独槽に該当するが「除却」の措置に該当しないもの

(注) 指針に基づき当省が作成した。

指針では、特定既存単独槽の把握には、指定検査機関による 11 条検査の結果が最も重要であるとされている。都道府県等は、11 条検査を受検している単独槽については、その結果の報告により、特定既存単独槽の対象となり得る単独槽を把握した上で、浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づき、浄化槽管理者への立入検査を行い、上記の判定の考え方に照らして、特定既存単独槽の判定を行うこととなる。

【調査結果】

調査対象とした 34 自治体において、令和 3 年度における 11 条検査の結果、浄化槽の設置及び維持管理に関し、不適正と判定された単独槽（24,651 基）から、特定既存単独槽と判定し得る可能性が高いと考えられる単独槽 114 事例⁹（2 か年以上にわたって、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあるもの）を抽出し、これらを特定既存単独槽に判定していない主な理由を把握・整理した（表 8）。

表 8 抽出 114 事例について特定既存単独槽に判定していない主な理由

No.	理由	件数
1	特定既存単独槽を判定するノウハウがない	18 自治体・61 事例
2	特定既存単独槽の判定基準やマニュアル等が未作成	16 自治体・60 事例
3	周辺環境への影響が生じていない	13 自治体・47 事例
4	人員不足	12 自治体・35 事例
5	浄化槽管理者に自主的な改善の意思がある	8 自治体・16 事例

(注) 1 当省の調査結果による。

2 一つの事例が複数の理由に該当する場合がある。

⁹ 調査対象とした 34 自治体から、令和元年度から 3 年度までの間で、2 か年以上にわたって、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にある単独槽を 1 自治体当たり最大 8 事例抽出した。

上記の表 8 で把握・整理した理由を基に、判定を進める上での課題やその対応策を検討した結果は次のとおりである。

ア 「周辺環境への影響」が生じていないことから判定していないもの（13 自治体 47 事例）

（ア）浄化槽本体が漏水している状態にある単独槽

抽出事例の中には、指針で示されている判定の参考となる考え方の一つである「重要項目」に該当する、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にありながら、もう一つの考え方である「周辺環境への影響」が生じていないことから特定既存単独槽に判定していないものが 47 事例（41.2%）みられた。

47 事例の中には、浄化槽本体が漏水している状態が続いており、浄化槽内の汚水がそのまま周辺に流れ出ていることから、この状態自体をもって地下水等の周辺環境に悪影響を及ぼしているおそれがあるものがみられた（表 9）。

表 9 浄化槽本体が漏水している状態が続いており、地下水等の周辺環境に悪影響を及ぼしているおそれがある事例

No.	事例の概要
1	本単独槽は、地域防災計画において指定避難所として指定された施設に設置されたもの（70 人槽¹⁰）である。 令和元年度の 11 条検査以降、漏水している状態が続いており、3 年度に、県は浄化槽管理者である町に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づく助言・指導¹¹を行ったが、町の予算措置の問題もあり改善はなされなかった。 県は、現時点で悪臭等の周辺環境への影響は確認されていないことから特定既存単独槽に判定していないとしているが、5 年 2 月の時点でも漏水している状態は続いている。
2	本単独槽は、宿泊施設に設置されたもの（80 人槽）である。 令和元年度の 11 条検査以降、漏水している状態が続いており、県が浄化槽管理者に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づく助言・指導を行ったところ、浄化槽管理者において、できる限りの修繕が実施された。しかしながら、浄化槽管理者が修繕を依頼した複数事業者の説明によると、完全な修繕は困難な状況とのことであった。 県は、現時点で周辺住民から本単独槽に係る苦情等を受けていないことや、周辺環境に著しい支障が生じている状況にはないことから特定既存単独槽に判定していないとしているが、5 年 2 月の時点でも漏水している状態は続いている。
3	本単独槽は、郵便局に設置されたもの（21 人槽）である。

¹⁰ 人槽とは浄化槽の大きさを表す単位であり、設置する住宅の面積等によって算定される。

¹¹ 都道府県等は、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定により、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、浄化槽の保守点検又は清掃について必要な助言・指導をすることができる。

	令和元年度の 11 条検査以降、漏水している状態が続いており、浄化槽管理者により、4 年度に修繕が行われたが、漏水している状態は改善されていない状況である。 町は、周囲に井戸水が通っておらず周辺環境への悪影響が見込まれないことや、現時点で住民からの苦情もないこと等から、特定既存単独槽に判定していないとしているが、5 年 2 月の時点でも漏水している状態は続いている。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 浄化槽本体が破損又は変形している状態にある単独槽

47 事例の中には、浄化槽本体が破損又は変形している状態が続いているが、当該浄化槽に関する苦情がないこと等から判定に至っていないものがみられた(表 10)。この中には、浄化槽本体の破損について、その箇所によっては漏水が発生するものではないことから、周辺環境への影響の有無を併せて確認することが必要ではないかという意見が聴かれた。

表 10 浄化槽本体が破損又は変形している状態が続いているが、当該浄化槽に関する苦情がないこと等から判定に至っていない事例

No.	事例の概要
1	本単独槽は、工場に設置されたもの（7 人槽）である。 令和元年度の 11 条検査以降、破損・変形している状態が続いているが、市で助言・指導は行っていない。 市では、11 条検査の結果、指針の重要項目に該当する浄化槽本体の破損がみられたとしても、浄化槽内の水位より上部で破損している場合は、排水に影響していない事例があるとしている。そのため、浄化槽本体の破損については、周辺環境への影響の有無を併せて確認することが必要であり、指針の重要項目に該当する不適正な事項であったとしても、当該浄化槽がよほどひどい状態にあるとは必ずしも言えないのではないかとしている。
2	本単独槽は、地域防災計画において指定避難所として指定された集会場に設置されたもの（100 人槽）である。 令和元年度の 11 条検査以降、破損している状態が続いており、4 年度には、指定検査機関から特定既存単独槽の可能性があると報告を受けたことを踏まえ、県は、保守点検・清掃業者を通じて、浄化槽管理者に対して合併槽への転換を含めた改善を促した。しかしながら、本単独槽に関する苦情はないことから、県では直接の指導は行っておらず、保守点検・清掃業者を通じた指導の結果も把握していない。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 指針に対する意見等

調査対象とした 34 自治体に対し、指針に関する意見等を聴取したところ、i) 自治体や指定検査機関では、指針で示されている判定の考え方に則して特定既存単独槽を判定できるだけの知見が十分になく、個人の所有物である浄化槽について、

特定既存単独槽の判定といった強い公権力を行使するに足る根拠を提示することができない、ii) 抽象的な判定基準の定量化や具体的な数値等を記載してほしい、iii) 周辺環境への影響度を確認する場合は、具体的にどのように確認することが適切なのか分からないなど、各判定項目に定量的な基準を設けることに関する意見等が聴かれた（表 11）。

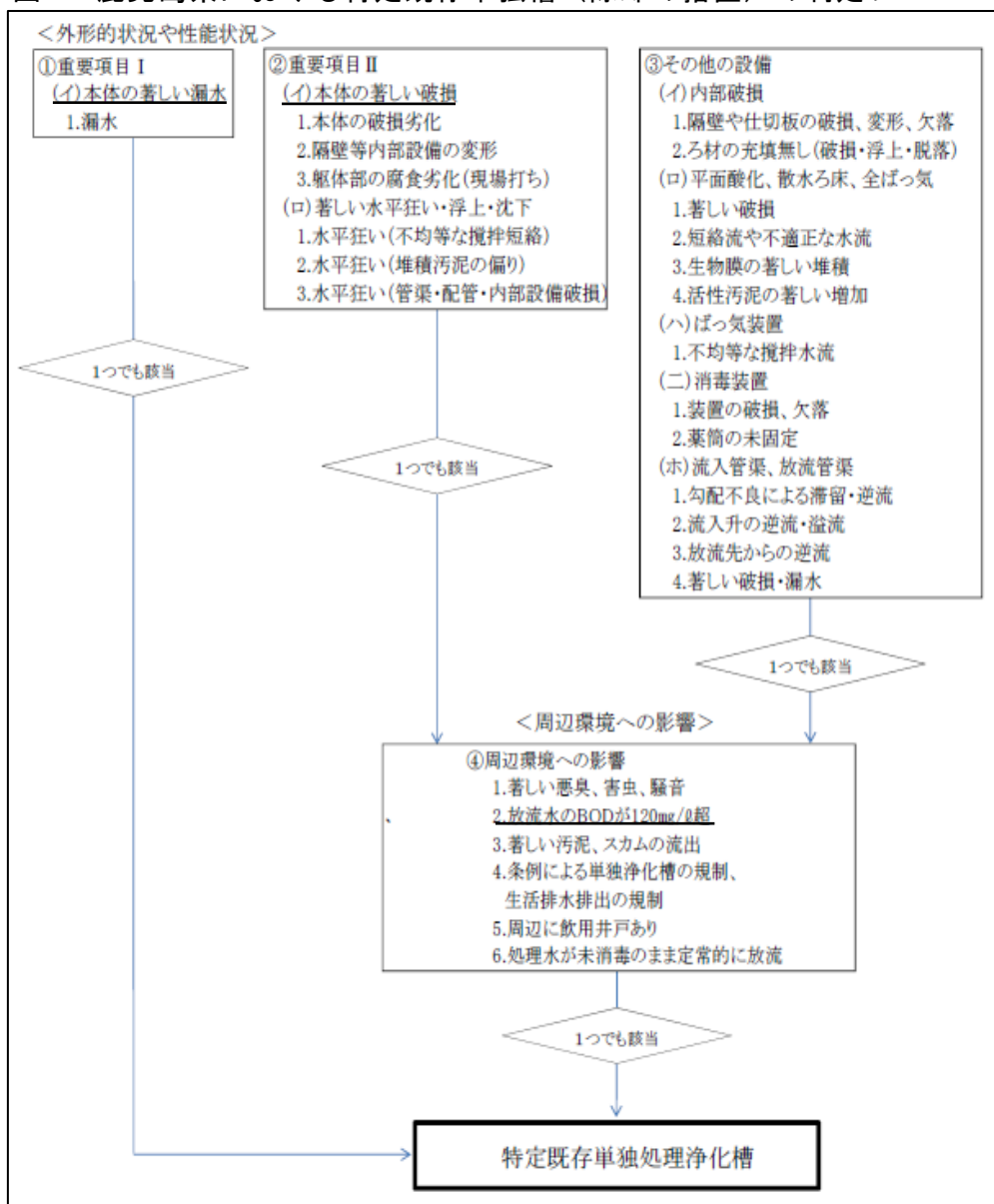
表 11 指針で示されている判定の考え方に対する自治体の意見等

No.	意見等の概要
1	市や指定検査機関は、そのまま放置されれば生活環境や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態にあると認められるかどうか、指針を基に判定できるだけの知見が十分になく、個人の所有物である浄化槽について、特定既存単独槽の判定といった強い公権力を行使するに足る根拠を提示できない。
2	特定既存単独槽の判定を迅速に進めていく上では、「浄化槽本体の著しい破損又は劣化箇所」、「槽内水位が所定位置より大幅に低下」といった抽象的な判定基準を定量的にするなど、国が判定の考え方を整備することが必要ではないか。
3	周辺環境への影響度を確認する場合は、具体的にどのように確認することが適切なのか分からない上、確認には専門的知識が必要となることが予想される。
4	判定の考え方の「浄化槽本体の著しい破損又は変形」の「著しい」は浄化槽の機能を果たしていないレベルだと理解しているが、担当者は数年で交替する場合もあり、かつ、専門的な知見も求められることから、具体的な数値等を記載してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、上記の表 3 のとおり、令和 2・3 年度に特定既存単独槽の判定・措置実績がある鹿児島県における特定既存単独槽（除却の措置）の判定フローをみると、浄化槽本体に著しい漏水が発生しているものは、この一点をもって特定既存単独槽に判定することとしており、漏水が生じていれば、この状態自体をもって地下水等の周辺環境に悪影響を及ぼしていると判断しているとしていた。また、浄化槽本体に著しい破損がみられるものは、併せて周辺環境への影響を確認することとしており、周辺環境への影響の判定基準として、放流水の水質（BOD 汚濁負荷量）の基準値を設定するなど、指針にはない定量的な基準を独自に設けていた（図 6）。

図6 鹿児島県における特定既存単独槽（除却の措置）の判定フロー



(注) 1 公益財団法人鹿児島県環境保全協会（鹿児島県知事指定検査機関）のホームページから引用した。

2 下線は当省が付した。

イ 特定既存単独槽の判定基準やマニュアル等が未作成であることから判定していないもの（16自治体 60事例）

抽出事例の中には、各自治体において判定基準やマニュアル等を作成していないことから特定既存単独槽に判定していないものが60事例（52.6%）みられた。

判定基準やマニュアル等が未作成であることから判定していない16自治体の中には、その理由について、指針で示されている判定の考え方が職員の知識や経験に頼る表現になっているものが多いことから、作成が難しいなどとする自治体がみられた。

一方で、調査対象とした34自治体のうち2自治体では、指針で示されている判定の考え方をういて、特定既存単独槽の指導に関するマニュアルや事務手順を作成して

いたが、いずれの自治体もマニュアル等作成後の令和 2・3 年度に特定既存単独槽の判定・措置を行った実績はなかった（表 12）。

表 12 自治体において特定既存単独槽に関するマニュアルや事務手順を作成している例

No.	事例の概要
1	県では、令和 2 年 4 月に、特定既存単独槽に関する指導マニュアルを作成しており、特定既存単独槽と判定するための根拠となる情報のチェック項目や判定基準を定めている。 <判定基準> ■ケース 1： 「①重要項目」に一つでも該当、かつ、「③周辺環境への影響」の一つでも該当する。 ⇒「特定既存単独槽」に該当する。 「除却」を念頭に指導する。 ■ケース 2： 「②その他の項目」に複数該当、かつ、「③周辺環境への影響」の一つでも該当、かつ、「④参考となる情報」の一つでも該当する。 ⇒「特定既存単独槽」に該当する。 「除却」を念頭に指導する。 ■ケース 3： 「①重要項目」に一つでも該当、又は「その他の項目」に複数該当し、ケース 1、2 に該当しない¹²。 ⇒「特定既存単独槽」に該当する。 「補修」や「附帯設備の交換」を指導し、対応できない場合は、「除却」も視野に指導する。 （注） 県における重要項目、その他の項目、周辺環境への影響及び参考となる情報は、指針で示されている判定の参考となる事項と同等である。

¹² 当該県に、判定基準の運用を確認したところ、ケース 3 に該当する場合（浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態）であったとしても、周辺環境への影響の有無も併せて確認する運用としており、現に苦情等がない場合は、特定既存単独槽には判定していないとしていた。

2	市では、令和 2 年 9 月に、特定既存単独槽の指導等に係る事務手順を作成しており、特定既存単独槽の判定・措置のフローチャートに判定と措置の考え方を定めている。 以下①～③のいずれかに該当する。 ① 重要項目及び周辺環境への影響にそれぞれ該当 ② その他の項目に複数該当し、周辺環境への影響及び参考となる情報にそれぞれ該当し補修等不可 ③ 重要項目等に該当し補修等不可 ⇒ YES 特定既存単独槽に該当 指導方針：除却 ⇒ NO 特定既存単独槽に該当 指導方針：補修や附帯設備の交換 (注) 1 市における重要項目、その他の項目、周辺環境への影響及び参考となる情報は、指針で示されている判定の参考となる事項と同等である。 2 「重要項目等に該当」とは、「重要項目又はその他の項目に該当し、周辺環境への影響に該当」する場合である。
---	--

(注) 当省の調査結果による。

このため、自治体における特定既存単独槽の判定基準やマニュアル等が、指針と同じ判定の考え方をを用いて作成された場合、上述の 2 ア（ア）のとおり、浄化槽本体が漏水している状態にあったとしても、特定既存単独槽に判定されず、地下水等の周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

ウ 特定既存単独槽を判定するノウハウがないとしているもの（18 自治体 61 事例）

抽出事例の中には、特定既存単独槽の判定には、自治体職員だけでは専門的知識がなく判断が難しいとしているものが 61 事例（53.5%）みられた。

指針では、特定既存単独槽の判定を行うためには専門的知識が必要であるとされており、都道府県等の職員が特定既存単独槽の判定のために浄化槽管理者への立入検査を行う際は、指定検査機関の検査員と同行することが望ましいとされているほか、上述のとおり、特定既存単独槽の把握には、指定検査機関による 11 条検査の結果が最も重要であるとされている。

指定検査機関の 11 条検査の結果の活用方法について、18 自治体の中には、i) 指定検査機関が 11 条検査の結果を都道府県等に報告するための文書（以下「11 条検査結果報告書」という。）に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無等を明記することが望ましいとしている意見や、ii) 指定検査機関の 11 条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記する欄を設けている事例がみられた（表 13、14）。上述のとおり、令和 2・3 年度に特定既存単独槽の判定・措置実績がある鹿児島県においても、特定既存単独槽に該当するおそれがあるものについては、11 条検査結果報告書に、その旨及びその判定理由を付記した資料を添付して報告することとされていた（図 7）。

表 13 11 条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無等を明記することが望ましいとしている意見

No.	意見の概要
1	既に老朽化した単独槽については、漏水している状態をもって特定既存単独槽と判定し得る可能性があるが、自治体職員だけでは判断が難しい。このため、11 条検査結果報告書の中で、「特定既存単独槽に該当するおそれがある」など明示的な記載が必要と考える。11 条検査結果報告書の情報を基に判定が可能となれば、専門知識や業務量の観点からも、特定既存単独槽の判定が現実的になるのではないかと考える。
2	現在、特定既存単独槽の判定に係る検討をするまでに至っていない状況にあるが、実際に判定を行う際には、特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽について、11 条検査結果報告書にその旨を明記することが望ましいと考えられる。
3	指定検査機関から送付される 11 条検査結果報告書のみでは、水位の低下の程度や汚水が外部に漏れているかなどの詳しい実態が把握できず、個別の単独槽に対する改善の緊急性や切迫性等の判断が難しい。このため、特定既存単独槽の判定を検討するに当たっては、県や保健所が、11 条検査結果報告書において単独槽の状態等を把握できるよう、指定検査機関とも協議の上、記載方法等を見直していく必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

表 14 11 条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記する欄を設けている例

事例の概要
令和 3 年 3 月頃から、11 条検査結果報告書の様式変更に伴い、「特定既存単独槽の可能性欄」を設け、特定既存単独槽に該当するおそれのあるものを把握するようにしている。

(注) 当省の調査結果による。

図7 鹿児島県における11条検査の結果の報告様式

様式第11号（要領第4条関係）

年 月 日

殿

報告者（指定検査機関名） 印

改善を要する浄化槽に関する報告

年 月に実施した法定検査の結果、下記のとおり、改善を要するものと認められる浄化槽を報告します。

記

浄化槽管理者名	設置場所	要改善事項	指導対象者	備考

*1 要改善事項欄には、改善を要する事項を記載すること。

*2 指導対象者欄には、当該浄化槽の要改善事項を改善するために、指導等を行うべき者を記載すること。

*3 備考欄には、要領第4条第3項各号のいずれに該当するかが分かるよう、「Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ」のいずれかを記載すること。

Ⅲ：生活環境に著しい支障を及ぼし、緊急度及び重要度が高いと判定した浄化槽（行政対応レベルⅢ）

Ⅱ：明らかな法令違反が認められるなど、重要度が高いと判定した浄化槽（行政対応レベルⅡ）

Ⅰ：浄化槽管理者又は保守点検業者へ情報提供を行ったが、改善が認められず早急に改善を要する浄化槽（行政対応レベルⅠ）

*4 要領第4条第3項第1号又は第2号に該当する浄化槽については、当該浄化槽毎に別添書類を添付（特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがある場合はその旨及びその判定理由を付記）して報告すること。

（注）1 本図は、鹿児島県浄化槽指導監督要領（平成18年4月1日施行。令和2年3月18日改正）から抜粋した。

2 下線は当省が付した。

【所見】

したがって、環境省は、11条検査受検単独槽について、都道府県等における特定既存単独槽の的確な判定を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽が特定既存単独槽に的確に判定されるよう、次のとおり、指針で示されている判定の考え方を見直すこと。
 - i) 浄化槽本体が漏水している状態にある単独槽について、漏水している状態にあることをもって特定既存単独槽に判定すること。これに当たり、都道府県等又は指定検査機関が「浄化槽内の水位の低下」などについて測定可能な定量的な基準

を設けること。

- ii) 浄化槽本体が著しく破損又は変形している状態にある単独槽について、「周辺環境への影響」に関する項目を併用して特定既存単独槽に的確に判定すること。

これに当たり、都道府県等又は指定検査機関が「著しい破損又は変形の状態」や「放流水の水質」などについて測定可能な定量的な基準を設けること。

- ② 指定検査機関が作成する 11 条検査結果報告書には、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記するなど、その結果が都道府県等における特定既存単独槽の判定に適切に活用されるための措置を講ずること。

3 11 条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽に対する取組状況

(1) 11 条検査未受検単独槽に対する取組状況

【制度の概要等】

11 条検査を受検している単独槽の割合は、都道府県によって差があり、全国平均では 3 割弱（27.8%（令和 3 年度））となっている（表 15）。

表 15 都道府県における単独槽の 11 条検査の受検率（令和 3 年度）

（単位：％）

都道府県名	受検率	都道府県名	受検率
北海道	62.7	滋賀県	29.2
青森県	27.1	京都府	23.0
岩手県	76.2	大阪府	4.5
宮城県	73.7	兵庫県	45.1
秋田県	36.6	奈良県	5.4
山形県	64.6	和歌山県	16.1
福島県	3.9	鳥取県	41.2
茨城県	23.6	島根県	59.4
栃木県	77.7	岡山県	84.3
群馬県	74.2	広島県	59.4
埼玉県	7.4	山口県	47.1
千葉県	2.9	徳島県	54.0
東京都	8.8	香川県	43.7
神奈川県	9.3	愛媛県	3.0
新潟県	67.6	高知県	37.2
富山県	22.1	福岡県	44.8
石川県	29.8	佐賀県	56.9
福井県	41.5	長崎県	76.2
山梨県	3.5	熊本県	47.0
長野県	31.4	大分県	10.1
岐阜県	93.9	宮崎県	40.5
静岡県	10.7	鹿児島県	50.1
愛知県	6.1	沖縄県	1.2
三重県	19.4	全国平均	27.8

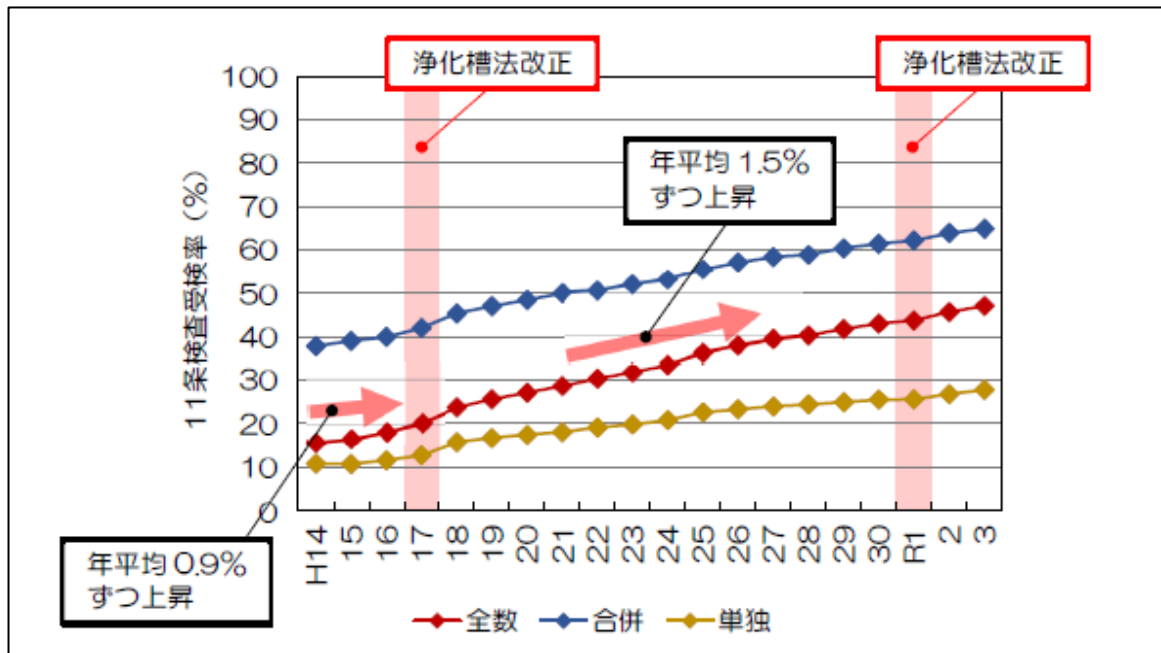
（注） 「令和 4 年度浄化槽の指導普及に関する調査結果」（令和 5 年 3 月環境省。以下「環境省調査結果」という。）に基づき当省が作成した。

都道府県等では、11 条検査の受検率の向上に向けて、浄化槽法第 12 条の 2 の規定に基づき、11 条検査を受検していない浄化槽管理者（以下「11 条検査未受検者」という。）に対して、11 条検査受検のための助言・指導、勧告、命令の措置（以下「受検指導」という。）を実施しており、環境省調査結果によると、令和 3 年度は、都道府県等において、浄化槽全体で約 33 万件の指導・助言、約 250 件の勧告が実施され

た。

全国の 11 条検査の受検率は、上記の受検指導に加え、平成 17 年 5 月の浄化槽法一部改正後、受検率向上のための各種取組¹³の効果もあり、浄化槽全体では、年平均 1.5% ずつ上昇しているものの、単独槽の上昇率については、合併槽に比べて緩やかな傾向¹⁴がみられる（図 8）。

図 8 全国の 11 条検査の受検率の推移



（注）「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例集＜第 2 版＞」（令和 5 年 3 月環境省）から引用した。

また、指針では、単独槽が周辺環境に及ぼす悪影響の程度や危険等の切迫性が高い場合においてまで、浄化槽管理者自ら 11 条検査を受検するのを待つのは適切ではなく、このような場合、受検指導と並行して、都道府県等自ら浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づく立入検査¹⁵を実施することで、特定既存単独槽の措置を迅速に講ずることが考えられるとしている。

これら 11 条検査未受検単独槽については、都道府県等において、その状態を把握していないことから、特定既存単独槽と判定され得るものが一定数存在することが推測される。

【調査結果】

上述のとおり、都道府県等では、11 条検査未受検者に対して、限られた人員体制の

¹³ 都道府県等における受検率向上のための取組としては、戸別訪問や電話による受検勧奨、11 条検査未受検者への文書送付、広告・宣伝（市町村広報誌、新聞・チラシ、テレビ CM 等）等がみられる。

¹⁴ 環境省によると、一般に、設置時期が古い単独槽の場合、その後の浄化槽管理者の変更などにより、11 条検査受検の周知・案内等が届きにくい傾向にあるとしている。

¹⁵ 環境省調査結果によると、令和 3 年度は、都道府県等において、浄化槽管理者に対し、浄化槽全体で約 1.2 万件の立入検査が実施された。ただし、当該立入検査が特定既存単独槽の判定の目的で実施されたかどうかという点については集計されていない。

下、受検指導、立入検査、受検率向上のための各種取組など、これまで一定の対策を講じているところであるが、調査対象とした 34 自治体では、11 条検査未受検者が一定数みられている。

このような中、調査対象とした 34 自治体から、令和 3 年度における 11 条検査未受検単独槽のうち、特定既存単独槽と判定し得る可能性が高いと考えられる単独槽 65 事例¹⁶（過去の 11 条検査や立入検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあることが判明したもの）を抽出したところ、過去の 11 条検査や立入検査を受検後、11 条検査の受検がなく、1 年以上、単独槽の状態の把握に苦慮している状況がみられた（表 16、17）。

表 16 過去に 11 条検査を受検後、11 条検査の受検がなく、1 年以上、単独槽の状態が把握されていない例

No.	事例の概要
1	本単独槽は、店舗に設置されたもの（10 人槽）である。 令和元年度の 11 条検査の結果、漏水している状態にあることから、市は浄化槽管理者に対し、内規に基づき、改善措置報告書を送付したが、浄化槽管理者と連絡がつかず、漏水の改善について直接会話ができていない。 翌年度以降、11 条検査の受検がないことから、単独槽の状態は把握できていない。
2	本単独槽は、飲食店に設置されたもの（70 人槽）である。 平成 30 年度の 11 条検査の結果、漏水している状態にあることから、県は浄化槽管理者に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づき、改善指導を行ったが、指導内容には対応してもらえなかった（未対応の理由は不明）。 翌年度以降、11 条検査の受検がないことから、浄化槽法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、受検指導を行ったものの、現時点でも受検には至っておらず、単独槽の状態は把握できていない。
3	本単独槽は、作業所に設置されたもの（40 人槽）である。 平成 30 年度の 11 条検査の結果、漏水している状態にあることから、県は浄化槽管理者に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づき、改善指導を行ったが、指導内容には対応してもらえなかった（未対応の理由は不明）。 翌年度以降、11 条検査の受検がないことから、浄化槽法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、受検指導を行ったものの、現時点でも受検には至っておらず、単独槽の状態は把握できていない。
4	本単独槽は、住宅に設置されたもの（5 人槽）である。 平成 30 年度の 11 条検査の結果、漏水している状態にあることから、県は浄化槽管理者に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づき、改善指導を行ったが、指導内容には対応してもらえなかった（未対応の理由は不明）。 その後、現時点でも受検には至っておらず、単独槽の状態は把握できていない。

¹⁶ 調査対象とした 34 自治体から、過去の 11 条検査や立入検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあることが判明した単独槽を 1 自治体当たり最大 5 事例抽出した。

5	本単独槽は、事務所に設置されたもの（10人槽）である。 平成30年度の11条検査の結果、漏水している状態にあることから、市は浄化槽管理者に対し、浄化槽法第12条第1項の規定に基づき、改善指導を行ったが、浄化槽管理者から連絡がなく、対応状況は不明である。 翌年度以降、11条検査の受検がないことから、浄化槽法第12条の2第1項の規定に基づき、受検指導を行ったものの、現時点でも受検に至っておらず、単独槽の状態は把握できていない。
---	--

（注） 当省の調査結果による。

表 17 過去に立入検査を受検後、11条検査の受検がなく、1年以上、単独槽の状態が把握されていない例

No.	事例の概要
1	本単独槽は、住宅に設置されたもの（5人槽）である。 県は、令和2年度に住民から寄せられた苦情を契機に立入検査を実施し、漏水している状態にあることを確認している。その際、11条検査の受検を要請したが、浄化槽管理者は受検に非協力的であり、単独槽の状態は把握できていない。
2	本単独槽は、学校関連施設に設置されたもの（21人槽）である。 県は、令和元年度に住民から寄せられた苦情を契機に立入検査を実施し、漏水している状態にあることを確認している。その際、11条検査の受検を要請したが、浄化槽管理者は受検に非協力的であり、単独槽の状態は把握できていない。

（注） 当省の調査結果による。

(2) 浄化槽台帳未掲載単独槽の状況

【制度の概要等】

浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽法第5条第1項の規定に基づき、都道府県等に浄化槽の設置の届出を行うこととされている。

また、都道府県等は、浄化槽法第49条第1項の規定に基づき、当該都道府県等の区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽の設置に関する事項、法定検査の実施状況、保守点検や清掃の実施状況等を記載した浄化槽台帳を作成することとされており、上記の設置の届出を基に浄化槽の設置年月日等の情報が記録されることとなる。

しかしながら、環境省によると、設置の届出が行われていない浄化槽（以下「無届浄化槽」という。）が、都道府県等では十分に把握できていない状況にあるとされている。特に、単独槽については、平成13年に新設が禁止されたものの、それ以前に設置された無届浄化槽が一定数各地に存在していると指摘されている。

これら無届浄化槽は、都道府県等が、その存在や状態を把握していないことから、その中には、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が一定数存在することが推測される。

【調査結果】

調査対象とした34自治体では、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されておらず、令

和元年度から３年度（一部４年度を含む。）までの間に新たに把握された単独槽が、上記の表４のとおり、１,９６２基みられた。また、調査対象とした１４保守点検・清掃業者では、都道府県等の浄化槽台帳に掲載されておらず、令和元年度から３年度までの間に新たに把握された単独槽が４基みられた¹⁷（このうち１基は、上記の１,９６２基と重複している。）。これら１,９６５基のうち、特定既存単独槽と判定し得る可能性が高いと考えられる単独槽３４事例¹⁸（過去の１１条検査や保守点検・清掃の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあることが判明したもの）を抽出したところ、保守点検・清掃業者が把握した単独槽４事例で特定既存単独槽に該当するおそれがあることが確認されたが、いずれも保守点検・清掃業者から都道府県等に報告がなされていない。これらは、特定既存単独槽に判定されず、そのまま放置されれば、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある（表１８）。

表 18 保守点検・清掃業者が把握した単独槽のうち、特定既存単独槽に該当するおそれがあるが、都道府県等に報告がなされていないものの例

No.	事例の概要
1	本単独槽は、住宅に設置されたもの（７人槽）である。 令和４年度に清掃等を請け負った事業者によって、破損や漏水している状態にあることが確認されたが、都道府県等への報告はなされていない。
2	本単独槽は、住宅に設置されたもの（７人槽）である。 令和２・３年度に清掃等を請け負った事業者によって、破損・変形している状態にあることが確認された。 当該事業者によると、本単独槽は特定既存単独槽に該当するおそれがあると考えられるとしているが、保健所等への報告はなされていない。
3	本単独槽は、店舗に設置されたもの（１００人槽）である。 令和３年度に保守点検を請け負った事業者によって、破損や漏水している状態にあることが確認された。 当該事業者によると、本単独槽は、１１条検査を行った場合は、不適正と判定される可能性が高いと考えられるとしているが、都道府県等への報告はなされていない。
4	本単独槽は、集会所に設置されたもの（６０人槽）である。 令和３年度に保守点検を請け負った事業者によって、破損している状態にあることが確認されたが、当該事業者から都道府県等への報告はなされていない。

（注） 当省の調査結果による。

この４事例について、保守点検・清掃業者に対し、特定既存単独槽に該当するおそ

¹⁷ 当該４基のうち、調査対象とした３４自治体以外の都道府県等の区域内に存在する単独槽は３基であった。

¹⁸ 調査対象とした３４自治体、１４指定検査機関及び１４保守点検・清掃業者から、過去の１１条検査や保守点検・清掃の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあることが判明した単独槽を１機関当たり最大５事例抽出した。

なお、１４指定検査機関は、調査対象とした１２都道府県及び調査対象とした市町村の存する２都道府県の合計１４都道府県の区域内から１者ずつ選定した。

れがあるが、都道府県等に報告を行っていない理由等について確認したところ、都道府県等から要請がない段階では、浄化槽管理者に無断では報告し難いという声が聴かれた（表 19）。

表 19 特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽について、保守点検・清掃業者が都道府県等に報告を行っていない理由等

No.	理由等
1	保守点検・清掃業者から都道府県等への顧客データの提供について、都道府県等が個人情報に関する事項を整理した上で、正式な依頼を行うのであれば、データ等の提供には協力する。
2	特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽を発見した場合であっても、浄化槽管理者に無断では都道府県等に通報し難い。

（注） 当省の調査結果による。

また、調査対象とした 14 保守点検・清掃業者のうち 1 事業者は、単独槽の情報を都道府県等に提供する仕組みはないとしており、保守点検・清掃業者がその業務において特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽を発見したとしても、都道府県等では当該単独槽を把握できないのではないかとしている（表 20）。

表 20 単独槽の情報を都道府県等に提供する仕組みはないとしている保守点検・清掃業者の例

事例の概要
当社は、これまで、単独槽の維持管理について、県や市町村と情報交換を行ったり、協力を求められたりしたことはない。 当社の契約者（浄化槽管理者）の中には、以前から単独槽が使用されているものの、初めて清掃を依頼されたケースや、契約料の未払い等のため契約を解除したケースなどがみられ、これら単独槽の維持管理が適正に行われているか疑問がある。 これら単独槽の維持管理を適正に行わせるためには、都道府県等、指定検査機関、保守点検・清掃業者が情報を共有し連携協力していくことが必要ではないか。

（注） 当省の調査結果による。

(3) 都道府県等における保守点検・清掃業者からの浄化槽に係る情報収集の実施状況【制度の概要等】

都道府県等は、浄化槽法第 53 条第 1 項の規定に基づき、この法律の施行に必要な限度において、保守点検・清掃業者に対し、その管理する浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関し報告させることができるとされている¹⁹。当該報告徴収制度を活用することで、都道府県等は、保守点検・清掃業者に対し、浄化槽に係る情報提供を求めることができる。

指針では、特定既存単独槽を把握するための根拠となる情報の一つとして、当該報

¹⁹ 現行制度の枠組みでは、保守点検・清掃業者に対し、都道府県等の求めによらず、定期的に浄化槽に係る情報の報告義務が課されているものではない。

告徴収制度を通じて保守点検・清掃業者から得た情報が例示されており、当該情報を基に、単独槽をスクリーニングした上で特定既存単独槽となり得るものを選定し、指定検査機関と連携して立入検査を行い、特定既存単独槽の判定を行うこととされている。また、保守点検・清掃業者から得た情報から、単独槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれがあるか、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかかどうか、劣化が著しいかどうかに着目することとされている。

【調査結果】

ア 都道府県等における保守点検・清掃業者からの浄化槽の状態に係る情報収集の仕組み

11 条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽については、上述のとおり、依然として 11 条検査の受検がないなど、都道府県等だけでは、その状態の把握が十分に進まない状況にある。そのような中、保守点検や清掃を定期的に実施しなければ、浄化槽の機能が低下し、故障につながる可能性があることから、11 条検査を受検していない浄化槽管理者であっても、少なくとも保守点検や清掃は実施していることが考えられる²⁰。上述のとおり、現に、保守点検・清掃業者が特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽を把握したケースがあることを踏まえると、都道府県等では、報告徴収制度を活用して保守点検・清掃業者から提供を受けた浄化槽の状態に係る情報を端緒とすることで、特定既存単独槽と判定され得る単独槽の把握が、より容易になると考えられる。

このため、調査対象とした 34 自治体における保守点検・清掃業者からの浄化槽の状態に係る情報収集の仕組みを確認したところ、特定既存単独槽として判定され得る単独槽を把握する端緒となる情報（浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあるかどうかといった浄化槽の状態に係る情報）を収集している自治体は、保守点検業者については 3 自治体（8.8%）、清掃業者については 1 自治体（2.9%）と極めて低調である状況がみられた。

情報収集を実施している自治体では、表 21 のとおり、浄化槽ごとに漏水等の異常の有無等の報告を受けていたが、i) 浄化槽の型式の記載はあるが、単独槽か合併槽かの記載項目がない、ii) 近隣住民から苦情を受け付けた際に当該情報を参照することが想定されている、iii) 当該情報の活用に至っていないといった状況がみられた。また、これら自治体の中には、保守点検業者からの報告がなされていない、保守点検業者から提供される情報の質に差があるとしているものがあり、情報の収集率や質の向上に関する声も聴かれた。

これら情報は、保守点検・清掃業者から、月 1 回、紙媒体で報告されているものが多く、特段活用もされていないといった状況であった。このため、浄化槽の状態に係る情報を特定既存単独槽の判定に活用していくに当たっては、どのような収集時期、収集方法が効果的・効率的かを検討することも情報収集の仕組みを有効に機能させる上で必要と考えられる。

²⁰ 環境省は、令和 5 年 6 月に、都道府県等における浄化槽の保守点検・清掃の実施率の調査を初めて実施しており、その結果については、令和 5 年度末を目途に公表を予定している。

表 21 保守点検・清掃業者から浄化槽の状態に係る情報収集を実施している自治体の例

No.	収集元	事例の概要
1	保守点検	【収集方法】 - 保守点検業者から、毎月、業務の実施状況に係る報告を受理 【収集している情報】 - 浄化槽管理者名 - 保守点検実施日 - 保守点検業者名 - 浄化槽の人槽型式 <u>指示事項（異常の有無）</u> - 点検した浄化槽管理士名 【活用方法】 <u>近隣住民等から苦情を受け付けた際に保守点検の実施状況に係る情報を参照することを想定している。</u>
2	保守点検	【収集方法】 - 保守点検業者から、毎月、浄化槽保守業務実施状況報告を受理 【収集している情報】 保守点検の結果、異常が認められた浄化槽及び改善措置が必要な浄化槽に係る下記事項 - 浄化槽管理者名 - 保守点検実施日 - 浄化槽の設置場所 - 規模・処理対象人員 <u>処理方式（単独処理/合併処理）</u> <u>改善の必要事項・指摘事項</u> - 点検した浄化槽管理士名 【活用方法】 <u>特段活用していない。</u>
3	保守点検	【収集方法】 - 保守点検業者から、毎月、浄化槽保守点検記録票を受理 【収集している情報】 - 浄化槽管理者名 - 保守点検実施日 - 保守点検業者名 - 浄化槽の人槽型式 - 水質 <u>躯体^{くたい}の異常（破損・変形、漏水）の有無</u>

		・ <u>管渠</u>^{かんきょ} の異常の有無 ・ 各装置の異常の有無 ・ <u>所見</u> 等 【活用方法】 ・ <u>現時点で単独槽に関する住民からの苦情がない等により、情報の活用に至っていない。</u>
4	清掃	【収集方法】 ・ 清掃業者から、毎月、浄化槽清掃記録票を受理 【収集している情報】 ・ 浄化槽管理者名 ・ 清掃実施日 ・ 清掃業者名 ・ 浄化槽の人槽型式 ・ 臭気の有無 ・ <u>設備の異常の有無</u> ・ <u>本体漏水の有無</u> ・ <u>清掃結果の判定</u> 等 【活用方法】 ・ <u>現時点で単独槽に関する住民からの苦情がない等により、情報の活用に至っていない。</u>

(注) 当省の調査結果による。

イ 都道府県等における保守点検・清掃業者からの浄化槽の状態に係る情報収集の課題

保守点検・清掃業者にとって、浄化槽の状態に係る情報は、顧客に係る情報であり、都道府県等に提供した後に、顧客である浄化槽管理者が立入検査や特定既存単独槽の判定を受けることになれば、当該事業者は顧客との信頼関係を逸し、営業に支障が生じる可能性がある。また、事業者によっては、自社の顧客情報を社外に提供すること自体、情報流出のリスクから拒否感・抵抗感を抱くという声も聴かれたことから、このような保守点検・清掃業者の懸念を払拭する必要がある。

なお、上述のとおり、令和元年 6 月の浄化槽法一部改正において、同法第 54 条第 1 項の規定に基づき、都道府県、市町村、指定検査機関、保守点検・清掃業者等の関係者間の協議の場として、都道府県等に法定協議会を設置できるとされたところであり、都道府県等と保守点検・清掃業者との連携協力体制の構築に当たっても、当該法定協議会や上記の浄化槽法一部改正以前から設置されている既存の任意の協議会²¹（以下「法定協議会等」という。）を活用することができる。

²¹ 令和元年 6 月の浄化槽法一部改正以前においても、各都道府県等には、行政と浄化槽関係団体とで構成された任意の協議会が設置されており、浄化槽の適正な維持管理や合併槽の普及促進等のための役割を果たしていた。

【所見】

したがって、環境省は、11条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽について、都道府県等における特定既存単独槽の的確な判定を推進する観点から、都道府県等における報告徴収制度を活用した保守点検・清掃業者からの浄化槽に係る情報収集の仕組みが有効に機能するよう、

- ① 都道府県等に対して、特定既存単独槽の判定に必要となる浄化槽の状態に係る情報の内容、当該情報の収集時期、収集方法、活用事例等を示すこと、
- ② 保守点検・清掃業者からの顧客に係る情報の提供に関する理解や協力を得るため、関係団体に対して協力要請を行うとともに、情報提供を行う保守点検・清掃業者の懸念が払拭されるよう、都道府県等における当該情報の利用目的や管理の在り方等を示すこと、
- ③ 都道府県等に対し、都道府県、市町村、指定検査機関、保守点検・清掃業者等による法定協議会等を活用し、関係者が一体となって取り組む体制を構築することを示すこと

などの措置を講ずること。

4 浄化槽台帳の整備・活用

【制度の概要等】

浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独槽の合併槽への転換の指導や受検指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、浄化槽法第 49 条第 1 項の規定に基づき、都道府県等は、当該都道府県等の区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽台帳を作成することとされている。浄化槽台帳の記載事項については、同法第 49 条第 1 項や浄化槽法施行規則第 57 条の 2 で規定されており、「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」（令和 2 年 3 月 5 日付け環境適発第 20030519 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知。以下「環境省室長通知」という。）の浄化槽台帳に関する事項において、具体的に列挙されている（表 22）。

表 22 浄化槽台帳の記載事項

No.	記載事項	具体的な記載内容
1	浄化槽の設置に関する事項	浄化槽 ID（浄化槽番号）、浄化槽型式名、浄化槽メーカー名、方式名、処理の対象（①単独②合併）、建築物用途、処理対象人員、BOD 除去率（%）、処理水 BOD（mg/L）、河川・側溝・地下浸透等の放流先等
2	使用開始、休止等の使用に関する事項	浄化槽管理者氏名、浄化槽管理者住所、浄化槽技術管理者名（処理対象人員が 501 人以上の浄化槽のみ）、使用開始年月日、休止年月日、再開予定年月日、再開年月日、使用廃止年月日、廃止の理由等
3	7 条検査 ²² の実施状況	検査日、工事業業者名、検査結果、7 条検査不適正の場合その原因等
4	11 条検査の実施状況	検査日、検査結果、11 条検査不適正の場合その原因等
5	保守点検の実施状況	保守点検実施日、保守点検業者名、臭気、透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等
6	清掃の実施状況	清掃実施日、清掃業者名、臭気、透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等
7	その他参考となる事項	下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家情報、使用実態に関する情報、周辺環境の情報（放流水質等の規制がなされる地域に位置するか、生活用水として使用している井戸が近接しているかなど）等

（注） 環境省室長通知に基づき当省が作成した。

環境省は、浄化槽の適正な維持管理を担保する上では、浄化槽の保守点検、清掃及び 11 条検査が極めて重要であるが、現状では、各都道府県において、保守点検及び清掃の実施状況が十分把握されておらず、11 条検査についても受検率の全国平均が 46%と低

²² 浄化槽管理者は、浄化槽法第 7 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽を新たに設置した場合等には、指定検査機関による水質検査を受けなければならないとされている（7 条検査）。

い水準にあるとしている。このため、都道府県において、浄化槽台帳を整備するとともに台帳情報を積極的に活用して、浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検、清掃及び 11 条検査）の実施に向けた指導を強化することが急務であるとしている。

また、環境省は、当該指導を的確かつ円滑に行うためには、正確な情報を効果的・効率的に収集・記録可能な浄化槽台帳システムの整備が重要であるとしている。このため、令和元年 6 月の浄化槽法一部改正の施行当初は、都道府県等に対し、行政への届出情報等の対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関と連携した効果的・効率的な情報収集体制の整備や維持管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については、改正法施行から 3 年を目途（令和 4 年度末）に整備を求めている。

さらに、環境省は、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」（令和 5 年 5 月 25 日付け環循適発第 2305255 号環境省環境再生・資源循環局長通知）において、都道府県等に対し、浄化槽台帳のシステム化やデジタル化を積極的に推進し、より精度の高いデータを一元管理することによって管理の高度化を図り、迅速かつ適切な指導の強化につなげることを求めている。

都道府県等は、浄化槽法第 49 条第 2 項の規定に基づき、浄化槽台帳の作成のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができることとされている。これにより得た情報を踏まえ整備した浄化槽台帳に基づき、浄化槽の維持管理の徹底に向けた指導のほか、特定既存単独槽となり得る浄化槽の把握を行い、必要な措置を講ずることとなる。

【調査結果】

環境省調査結果によると、令和 3 年度末時点において、浄化槽台帳の作成に係る事務及び権限を市町村に移譲している 2 道県（北海道及び広島県）を除く 45 都府県全てが浄化槽台帳を作成しているものの、浄化槽台帳で管理している項目（表 22 の記載事項）や管理媒体（紙、Microsoft Excel 等の表計算ソフト、専用の管理システム）は区々となっており、都道府県によって浄化槽台帳の整備の内容に差がある状況がみられている。

上述のとおり、浄化槽の保守点検、清掃及び 11 条検査については、浄化槽の適正な維持管理を担保する上で極めて重要とされており、これらの実施状況は、都道府県等に対し浄化槽台帳への記載が求められている事項である。11 条検査を受検している浄化槽について、都道府県等は、11 条検査結果報告書を参照することなどにより、これらの情報を把握することが可能である一方、11 条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽法第 49 条第 2 項の規定を活用し、保守点検・清掃業者に対して、保守点検及び清掃の実施状況に係る情報の提供を求める必要がある。

このような点を踏まえ、調査対象とした 34 自治体における 11 条検査未受検単独槽を対象に、保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集や浄化槽台帳への記載状況を確認した結果は、表 23 のとおりである。

表 23 調査対象とした 34 自治体における保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集・浄化槽台帳への記載状況

(単位:自治体、%)

		保守点検	清掃
情報収集を実施していない		19 (55.9)	23 (67.6)
情報収集を実施している		15 (44.1)	11 (32.4)
情報収集の 実施方法	紙媒体	15 (100)	10 (90.9)
	電子媒体 (Microsoft Excel 等)	0 (0)	1 (9.1)
収集した 情報の内容	事業者名	15 (100)	11 (100)
	うち浄化槽台帳への記載あり	5 (33.3)	5 (45.5)
	実施日	4 (26.7)	11 (100)
	うち浄化槽台帳への記載あり	1 (6.7)	5 (45.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 情報収集を紙媒体と電子媒体の両方で行っている場合は、完全に電子化に移行していないものとして、紙媒体に集計した。

3 () 内は、「情報収集の実施の有無」の項目については、調査対象とした 34 自治体に占める当該項目の割合、「情報収集の実施方法」及び「収集した情報の内容」の項目については、保守点検又は清掃の実施状況に係る情報収集を実施している自治体に占める各項目の割合を記載した。

4 清掃の実施状況に係る情報を電子媒体で収集している 1 自治体は、当該自治体内における情報収集の対象となる清掃業者が 1 事業者と母数が少ない。

調査対象とした 34 自治体のうち、保守点検・清掃業者から保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集を実施している自治体は、保守点検が 15 自治体 (44.1%)、清掃が 11 自治体 (32.4%) と半数以下であり、保守点検・清掃業者から 11 条検査未受検単独槽の維持管理情報を十分に収集できていない状況がみられた。また、これらの情報を紙媒体で収集している自治体は、保守点検は 15 自治体 (100%)、清掃は 10 自治体 (90.9%) となっており、上述のとおり、環境省は都道府県等に対し、浄化槽台帳のデジタル化を推進しているものの、管理媒体の電子化が進んでいない状況がみられた。

また、環境省室長通知において、保守点検及び清掃の実施状況の具体的な記載内容に掲げられている「保守点検業者名」、「保守点検実施日」、「清掃業者名」及び「清掃実施日」の四つの情報の収集状況について、「保守点検業者名」、「清掃業者名」及び「清掃実施日」は全ての自治体で収集していたが、「保守点検実施日」を収集している自治体は 4 自治体 (26.7%) と低調であった²³。

さらに、これら四つの情報を浄化槽台帳に記載している自治体は、「保守点検業者名」は 5 自治体 (33.3%)、「保守点検実施日」は 1 自治体 (6.7%)、「清掃業者名」及び「清掃実施日」はそれぞれ 5 自治体 (45.5%) にとどまり、浄化槽台帳に 11 条検査未受検単独槽の維持管理情報が十分に記載されていない状況がみられた。

環境省は、都道府県等における浄化槽台帳の整備が円滑に進むよう、浄化槽台帳作成

²³ 「保守点検実施日」を収集していない理由について、該当する自治体では、令和元年の浄化槽法一部改正以前から収集されておらず現在に至っているなどとしており、その経緯等の詳細は不明であった。

費に対する財政措置²⁴（資料⑧）や自治体における浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集ツールの導入事例の紹介²⁵（資料⑨）等の取組による支援を講じてきたところであるが、調査対象とした 34 自治体から、保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集や浄化槽台帳への記載に関する意見等を聴取した結果は、表 24 のとおりである。

表 24 自治体における保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集や浄化槽台帳への記載に関する意見等

i) 保守点検・清掃業者から、浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られていない。 保守点検・清掃業者から、浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られておらず、浄化槽台帳に必要な情報が収集できない。
ii) 保守点検・清掃業者が浄化槽の情報を紙媒体で管理しており、電子化に対応していないことから、浄化槽台帳に手入力で記載する作業等に苦慮している。 - 保守点検・清掃業者からの報告が電子媒体のデータではないことから、手入力で浄化槽台帳に記載する作業に苦慮している。 - 保守点検・清掃業者から報告を受けた紙媒体のデータを自治体職員が手入力で浄化槽台帳に記載しており、時間と人手が必要。データ入力の効率化を図るためには、電子媒体のデータを受領することが考えられるが、保守点検・清掃業者によっては、セキュリティ上の問題等から電子媒体でのデータの送信ができないとしており、一律での電子化への移行が困難である。 - 保守点検・清掃業者の約 6 割が情報を紙媒体で管理しているなどデジタル化に対応しておらず、報告された情報を浄化槽台帳に記載しようとした場合、相当の時間と労力が必要。このため、情報収集の方法が具体的に決まっておらず、現時点では収集できていない。 - 保守点検・清掃業者ごとにデータの管理方法（紙媒体・電子媒体）が異なっているため、浄化槽台帳システムに直接取り込み可能なデータの一括提供を求めるに至っていない。
iii) 自治体と保守点検・清掃業者で管理している浄化槽の情報が異なり、それぞれの情報を突合する作業に苦慮している。 浄化槽設置者名や浄化槽設置場所の情報をういて、浄化槽台帳のデータと保守点検・清掃業者から報告されたデータを突合し、データを精査した上で浄化槽台帳に取り込みを行っている。この中には、浄化槽設置場所の情報が、浄化槽台帳のデータでは地番（例. ○○町 1 番地 123）、保守点検・清掃業者のデータでは住居表示（例. ○○町一丁目 2 番地 3 号）となっているなど、突合作業に時間・労力を要するもの

²⁴ 令和元年度から循環型社会形成推進交付金により、都道府県等における既設浄化槽の^{しつかい}調査、維持管理情報等のデータの電子化、浄化槽台帳システムの改修等に要する費用に係る補助制度が導入されている。

²⁵ 「令和 4 年度全国浄化槽行政担当者会議」（環境省主催）において、埼玉県における浄化槽台帳に記録する保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集ツールの導入に関する事例紹介がなされた。

がある。

- ・ 保守点検・清掃業者から報告されたデータと浄化槽台帳のデータの体裁が異なる場合は、突合作業を行う前にデータの調整（例．設置場所の県名や郡名を削除、全角数字やハイフンを半角に変換、番地に記載されている「丁目」や「番地」をハイフンに変換等）を行う作業に時間・労力を要する。
- ・ 収集したデータと浄化槽台帳のデータ（浄化槽管理者の名義等）が異なる場合があり、その突合・確認作業に苦慮している。
- ・ 保守点検・清掃業者が業務上自社のデータを取りまとめた浄化槽台帳と自治体が浄化槽法に基づき作成している浄化槽台帳では、浄化槽 ID（浄化槽番号）が統一されていないことから、浄化槽を特定し、浄化槽台帳に入力する場合などに支障が生じている。

iv) 浄化槽台帳の活用方法、活用事例等を示してほしい。

- ・ 浄化槽管理者に対する維持管理の徹底に向けた指導等のため、浄化槽台帳の情報をどのように活用するのか、国から具体的に示してほしい。
- ・ 浄化槽台帳を活用して合併槽への転換が進んだ事例など、国で自治体の優良事例を集めて紹介してほしい。

（注） 当省の調査結果による。

このように自治体では、i) 保守点検・清掃業者から、浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られておらず、浄化槽台帳に必要な情報が収集できない、ii) 保守点検・清掃業者から収集した情報が紙媒体であることや、自治体と保守点検・清掃業者で管理している情報が異なることから、収集した情報を浄化槽台帳に記載する作業に苦慮している、iii) 浄化槽管理者に対する指導等に当たって、浄化槽台帳の情報をどのように活用すればよいか分からず、活用されないおそれがあるといった課題を抱えている状況がみられた。

特に、保守点検・清掃業者から、浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られていない背景については、事業者が浄化槽台帳の活用メリットを感じていないことがうかがわれることから、保守点検・清掃の実施率の向上にも寄与するような浄化槽台帳の活用方法、活用事例等を示すことが、上記の課題への対応策の一つとして考えられる。

【所見】

したがって、環境省は、都道府県等において維持管理が不十分な浄化槽を的確に把握し、浄化槽管理者に対する指導を徹底する観点から、保守点検・清掃業者から協力を得て浄化槽台帳を整備し、その活用を図るため、都道府県等に対し、保守点検・清掃の実施率の向上にも寄与するような浄化槽台帳の活用方法、活用事例等を示すとともに、保守点検・清掃業者からの情報収集のデジタル化に向けた対応策の検討を進める必要がある。